



申20号『東京都労働委員会が下した「全部救済命令」の即時履行と不当労働行為のない正常な職場環境を求める緊急申し入れ』提出！

JTSU-E八地申第20号
2023年 6月13日

東日本旅客鉄道株式会社八王子支社
支社長 内田 英志殿

JR東日本輸送サービス労働組合 八王子地方本部
執行委員長 仲澤 一博



東京都労働委員会の下した「全部救済命令」の即時履行と
不当労働行為のない正常な職場環境を求める緊急申し入れ

2023年6月7日、東京都労働委員会は組合員2名の行ったパンフ配布は正当な組合活動として認め、会社に対して組合活動に対する支配介入であり処分は不当と判断し、私たちの主張を受け入れた「全部救済命令」を下しました。

東京都労働委員会の命令書には組合員2名に対する令和2年7月28日付「嚴重注意」を行ったこと、並びに同年8月27日に八王子支社管内各事業場の掲示板に「社員の皆さんへ」と題する文書を掲示したことは不当労働行為と認定され「①組合員2名に対する「嚴重注意」をなかったものとして取り扱わなければならない ②命令受領の日から1週間以内に、八王子支社管内の各事業場の従業員の見やすい場所に10日間謝罪掲示しなければならない。」と救済方法が示されました。

しかし会社は、即日「社員の皆さんへ」を各職場に掲出し「会社として到底承服しがたいものであることから、上部機関において再度審査を申し立てます」として命令を履行していません。

従って、会社は直ちに東京都労働委員会の救済命令の履行をするとともに、輸送サービス労組組合員に対して現在もなお行われている不当労働行為を直ちに止めることを求め、下記の通り申し入れます。会社の真摯な回答を要請します。

記

1. 東京都労働委員会の救済命令を直ちに履行すること。また、現在もなお行われている不当労働行為を直ちに止めること。

以上

さらなる組織強化・拡大を通じて
正常な職場環境を共に取り戻そう！